

半田市電子入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市財務規則(昭和46年半田市規則第11号)及びあいち電子調達共同システム(CALS/EC)利用規約(以下「利用規約」という。)に規定する電子入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム(CALS/EC)

あいち電子自治体推進協議会が運用する、入札参加資格登録から、発注見通しの公表、指名通知、入札、開札、結果の公表までの一連のプロセスを、利用者がインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステム(以下「電子調達システム」という。)をいう。

(2) 電子入札サブシステム

電子調達システムを構成する各システムのうち、指名通知、入札、開札及び落札者決定までの手続を処理するシステムをいう。

(3) 電子入札

電子入札サブシステムを使用して行う入札、開札等の手続をいう。

(4) 紙入札

電子入札サブシステムを使用しないで書面により行う入札、開札等の手続をいう。

(5) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者(以下「特定認証局」という。)が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子調達システムに対応しているカードをいう。

(6) 設計等

利用規約に定める設計、測量、調査、建設コンサルタント等業務をいう。

(7) 開札場所

開札に使用するパソコンが設置されている事務室、会議室等をいう。

(電子入札の対象)

第3条 電子入札を実施する入札方式は次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認められた場合は、この限りではない。

区分	入札方式
建設工事	・ 一般競争入札 ・ 指名競争入札
設計等	・ 指名競争入札

2 電子入札対象案件については、入札告示又は指名通知に電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

(電子入札サブシステムの利用)

第4条 電子入札サブシステムを利用することができる者は、半田市の競争入札参加資格を有する者で、ICカードを取得し、電子調達システムに利用者登録を行ったものとする。

(ICカードの名義)

第5条 入札参加者が電子入札に使用するICカードの名義人は、半田市の競争入札参加資格を有した個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)とする。

2 入札参加者は、前項の名義人に変更があったときは、新たな名義人によるICカードの再取得を行うものとし、それまでは電子入札に参加することができないものとする。

(ICカードの不正使用における取扱い)

第6条 入札参加者が他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合は、次の取扱いとする。

(1) 開札又は落札決定までに不正使用が判明した場合

当該入札案件への参加資格の取消し。ただし、既に入札済みのものはその入札を無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結までに不正使用が判明した場合

落札決定の取消し

(3) 契約締結後に不正使用が判明した場合

契約の解除

(入札参加の申込み)

第7条 電子入札により実施される一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確

認申請書（以下「申請書」という。）を次の要領により提出するものとする。

- (1) 申請受付期間内に電子入札サブシステムにより申請書に必要事項を入力し、電子署名を付した上で提出すること。
- (2) 申請書には、別途指示する入札参加資格の確認に必要な資料（以下「審査資料」という。）を作成のうえ、電子入札サブシステムにより電子ファイルで添付すること。その際使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は次のとおりとする。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

使用するアプリケーション	保存するファイル形式
Word(Microsoft Corp.)	DOC、DOCX 形式
Excel(Microsoft Corp.)	XLS、XLSX 形式
その他	PDF 形式 (画像ファイル)JPEG、TIFF 又は GIF 形式 (圧縮ファイル)Lzh、Zip 又は Cab 形式、ただし自己解凍形式(EXE 形式)は認めない。

- (3) 審査資料の容量が 1 MB を超える場合は、書面による申請書を郵送又は持参により参加申請書受付締切日時までに提出すること。ただし、別途指示がある場合は、それに従うものとする。
- (4) 審査資料の作成に際しては、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ、常に最新のパターンファイルを適用して作成し、添付時に、必ずウィルス感染のチェックを行うこと。市は、添付された申請書にウィルス感染があった場合は、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止し、速やかに当該電子ファイルを添付した者に連絡し警告するとともに、再提出方法等について協議するものとする。

(入札書の提出)

第 8 条 入札参加者は、入札書受付期間内に電子入札サブシステムにより入札書に必要な事項を入力し、電子署名を付したうえで、提出しなければならない。

2 前項の入札書受付期間は、入札告示又は指名通知書に記載の期間とする。

3 再度入札となった場合、市長は、入札書受付期間及び開札日時を、開札後、速やかに電子入札サブシステムにより入札参加者に通知するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第 9 条 工事費内訳書の提出方法は、次のとおりとする。

(1) 工事費内訳書は原則として市長が指定する様式で作成し、電子入札サブシステムにより入札書に添付して提出すること。その際使用するアプリケーションソフト及びファイル形式は第7条第2号に準ずるものとする。

(2) ウィルス対策については、第7条第4号に準ずるものとする。

(紙入札書での参加)

第10条 紙入札での参加を希望する者は、あらかじめ紙入札参加承認願(様式第1)を提出し、紙入札審査結果通知書(様式第2)により市長の承諾を得るものとする。

2 紙入札での参加が認められる場合は、次の各号のいずれかに該当し、入札手続の進行に支障を生じない場合とする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手続中の場合

(3) 前二号に掲げるもののほか、入札参加者の責めによらないやむを得ない理由があると認められる場合

3 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次により紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 印鑑は、契約の締結、代金の請求等に使用する代表者又は受任者のものを使用すること。

(2) 入札書の様式は、紙入札書(様式第3)によること。

(3) 工事費内訳書の提出が必要な入札案件においては、書面による工事費内訳書を紙入札書と共に提出すること。

(4) 書面による審査資料及び紙入札書は、電子入札における受付期間と同一の期間内に提出すること。

4 市長は、前項の規定により提出された紙入札書を、開札までに電子入札サブシステムに登録するものとする。

5 紙入札で参加した者については、再度入札となった場合、第3項に規定する方法により参加できるものとする。その際、市長は、入札書受付期間、受付場所及び開札日時を開札後、速やかに電話等の確実な方法により紙入札による入札参加者に通知するものとする。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札サブシステムにより入札

書受付締切日時までに辞退届を提出するものとする。ただし、紙入札参加承認願を提出し、承諾を得た場合に限り、書面による入札辞退届を提出することができるものとする。

(開札)

第12条 開札は、事前に設定した開札日時の経過後、速やかに行うものとする。

2 開札時において入札者の立ち会いがないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(電子くじ)

第13条 開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あった場合は、電子入札サブシステムにおける電子くじによって落札者又は開札後の資格確認の順番を決定するものとする。くじ番号の入力又は紙入札書のくじ番号の記載がない場合は、入札書の到着順又は入札書を電子入札サブシステムに登録した順に当該システムの自動生成機能により、くじ番号を決定する。

(責任の範囲)

第14条 電子入札において、申請書、審査資料、入札書等は、送信データが共同システムサーバに到達した時点で提出されたものとする。入札参加者は、申請書、審査資料、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し、必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第15条 市は、電子入札に使用する電子機器の障害、広域停電等のために、電子入札サブシステムの使用ができなくなった場合は、次により対応するものとする。

(1) 短時間の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合

必要に応じて、入札又は開札の延期を行い、これを入札参加者に連絡する。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合

紙入札に変更し、電話等の確実な方法で、紙入札に変更したこと及び入札方法等必要事項を入札参加者に連絡するとともに、入札方法変更通知書(様式第4)により通知するものとする。この場合において、入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取扱い、再度の提出は要しない。既に提出された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出させる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1（第10条関係）

紙入札参加承認願

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の案件について、下記の理由により電子入札サブシステムを利用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

1	工事名 (業務名)	
2	工事場所 (委託場所)	
3	電子入札で参加 できない理由	該当の□にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> ICカードの破損等のため、再取得の途中で <input type="checkbox"/> パソコン等のシステム障害 <input type="checkbox"/> その他 理由 ()

様式第2（第10条関係）

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

半田市長

印

年 月 日付けで承認願いを提出されました、下記の案件への審査結果を通知します。

記

1	工事名 (業務名)	
2	工事場所 (委託場所)	
3	審査結果	紙入札での参加を 1 承認する 提出場所 提出日時 電子入札における受付期間と同一とする。 2 承認しない 理由

様式第3 (第10条関係)

(建設工事)

入 札 書

年 月 日

半 田 市 長 殿

入札者 住所

氏名

印

(名称及び代表者名)

下記のとおり入札します。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記の工事の請負金

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

くじ番号	
------	--

※3桁までの数字を記入すること

- (注) 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
2 路線等の名称は必要ないときは記入しないこと。
3 訂正は抹消した箇所に押印すること。(金額の訂正はできない。)
4 金額の数字はアラビア数字を用い頭に「金」を記入のこと。

様式第3（第10条関係）

（設計等）

入 札 書

年 月 日

半 田 市 長 殿

入札者 住所

氏名

印

（名称及び代表者名）

下記のとおり入札します。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

ただし、下記の業務委託の受託料

- 1 業務委託名
- 2 路線等の名称
- 3 委託場所

くじ番号	
------	--

※3桁までの数字を記入すること

- （注）
- 1 用紙の大きさは日本工業規格A4とする。
 - 2 路線等の名称は必要ないときは記入しないこと。
 - 3 訂正は抹消した箇所に押印すること。（金額の訂正はできない。）
 - 4 金額の数字はアラビア数字を用い頭に「金」を記入のこと。

様式第4（第15条関係）

入札方法変更通知書

年 月 日

様

半田市長 印

下記工事の入札について、半田市電子入札実施要綱第15条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 管理番号
- 4 既に完了している書類の送受信について
 - (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱います（入札書は除く）
 - (2) 既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
 - (3) 既に入札書を送信した方は改めて入札書を提出してください。
- 5 紙入札に関する事項
 - (1) 入札日時
 - (2) 入札場所